

山形県の水環境中の有機フッ素化合物の状況について

山形県では、県内の公共用水域及び地下水の有機フッ素化合物の状況を把握するため、令和6～8年度にかけて県内の公共用水域及び地下水の状況調査を実施します。

令和6年度の調査結果は、全ての地点で要監視項目の暫定指針値以下であり、監視強化の目安となるレベルではありませんでした。

1 調査内容

令和2年度に人の健康の保護に関する要監視項目に追加された有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）^{※1}について、県内の公共用水域及び地下水の状況を把握するため、令和6年度から令和8年度にかけて状況調査を実施します。

令和3年度から令和5年度の調査において、調査対象としなかった河川及び市郡の地下水について、県内の河川 31 地点、地下水 13 地点で調査を実施します。

2 調査結果の概要

令和6年度は河川 10 地点、地下水 4 地点で調査し、5.1ng/L（鶴岡市宝田の地下水）が最大で、有機フッ素化合物に係る水環境中の暫定指針値（50ng/L）の超過はありませんでした。

3 実施要領及び調査結果の公表

県ホームページで公表しています。

<https://www.pref.yamagata.jp/050014/kurashi/kankyo/mizu/pfas-yamagata.html>

※1 PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及び PFOA（ペルフルオロオクタン酸）
令和2年5月に、公共用水域及び地下水にかかる人の健康の保護に関する要監視項目に設定された。暫定指針値は PFOS 及び PFOA の合計値として 50ng/L。

有機フッ素化合物の一種であり、独特の性質（水や油をはじく、熱に強い、薬品に強い、光を吸収しない等）を持つため、撥水剤、表面処理剤、乳化剤、消火剤、コーティング剤等に用いられた。

※2 有機フッ素化合物の排出源となり得る施設

泡消火剤保有・使用施設（空港、自衛隊、駐車場等）、有機フッ素化合物使用施設（半導体基板製造工場等）、廃棄物処理施設、下水道処理施設等。